

滋賀県との緊急災害対策業務に関する協定 締結式

関西地質調査業協会は平成 26 年 3 月 25 日、滋賀県と「災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定」を締結しました。締結式は知事公館で行われ、嘉田由紀子滋賀県知事と関西地質調査業協会荒木繁幸理事長により協定書を取り交わしました。

この協定により、土砂崩れなどの大規模災害が発生した場合に滋賀県が協会に協力要請し、協会が滋賀県所管施設の被災状況を調査し、地質調査業の専門的見地から被害の拡大防止と速やかな復旧計画を策定するための適切なアドバイスを行うこととなります。

嘉田知事からは「災害発生時の緊急対応はスピードを要するため、地盤調査の専門家 71 社の力を借りることができるのは、大変心強い。県民の安全安心を守るために共に取り組んでいきましょう。」とのお言葉をいただきました。協会としては、平常時からの備えとして滋賀県の防災訓練や研修にも、地盤調査の専門家として積極的に協力していく考えをお伝えしました。

滋賀県との防災協定調印式



調印する嘉田滋賀県知事と荒木理事長



嘉田滋賀県知事と荒木理事長の記念写真



荒木理事長あいさつ